

はじめに

政治資金規正法は1948年に制定された、政治家や政党・政治団体が取り扱う政治資金について規定する法律であり、政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにすることにより、民主政治の健全な発達に寄与することを目的としています。

制定当初は政治資金の収支の公開に重きがおかれ、寄附に関する制限はわずかしか設けられていませんでしたが、数度にわたり改正が行われ、現在は「政治資金の収支の公開」と「政治資金の授受の規正等」が規正の2本柱となっています。

本書はこの政治資金規正法に関係する事件について、おもに2011～2018年の記事などを中心に、事件の概要、関係者の対応などをまとめました。

また、それぞれの事件が

- 法律に照らして違反にあたるかどうか
- 刑事事件に発展したか、あるいは故意や重過失の状況
- 道義的責任や公平感
- 金額の多寡
- 世間的な注目度

などの視点から編集部が独自に判断して、事件ごとに違反のレベルを1（低）～5（高）の5段階に評価しましたので、参考としていただければと思います。

本書があらためて、政治資金規正法とはなにか、政治活動における政治資金がいかにあるべきかなどを考える一助となれば幸いです。

目次

第1章 寄附の上限超え

<small>事例</small> 01	企業が政治資金団体に限度額を超える寄附……………	10
--------------------------------	--------------------------	----

第2章 匿名寄附

<small>事例</small> 02	名義借りで1億円を偽装献金……………	14
--------------------------------	--------------------	----

第3章 虚偽記載

<small>事例</small> 03	寄附者85人の職業を誤記載……………	18
--------------------------------	--------------------	----

<small>事例</small> 04	1年間に受けた会費や寄附を2年分の収支報告書に 分散記載……………	20
--------------------------------	--------------------------------------	----

<small>事例</small> 05	秘書がガソリン代200万円超を不正請求……………	23
--------------------------------	--------------------------	----

<small>事例</small> 06	迂回献金で政治団体の幹部3人を逮捕……………	25
--------------------------------	------------------------	----

<small>事例</small> 07	観劇会の収支を虚偽記載、現職大臣・町長が辞職……………	28
--------------------------------	-----------------------------	----

第4章 不記載

- 08** 事例 政党交付金1,200万円を不記載…………… 32
- 09** 事例 100万円を受領するも領収書を発行せず、
5か月後に返金…………… 34
- 10** 事例 党代表が8億円借入れ、収支報告書記載なし…………… 36
- 11** 事例 企業の社員が政党支部に常駐…………… 41

第5章 禁止者からの寄附

- 12** 事例 在日台湾人が経営する会社からの寄附を受領…………… 44
- 13** 事例 補助金交付決定の学校・企業から寄附を受領…………… 47
- 14** 事例 市が筆頭株主を務める会社からの寄附…………… 49
- 15** 事例 資金管理団体から国会議員への寄附…………… 51
- 16** 事例 企業献金を後援会に迂回寄附の疑い、
市長を書類送検…………… 54
- 17** 事例 任意団体会費を「寄附」として会計処理…………… 56
- 18** 事例 国の補助金受給企業から寄附、大臣辞任…………… 59

第6章 書類の不備

- 事例**
19 現職国会議員の政治団体が収支報告書未提出…………… 64
- 事例**
20 退職した元政策秘書を会計責任者として
収支報告書に記載…………… 67
- 事例**
21 政治資金収支報告書を10年間未提出、
市議会議員を辞職…………… 70

第7章 パーティー券

- 事例**
22 他人名義でのパーティー券購入…………… 74
- 事例**
23 政治団体がパーティー券300万円分を一括購入…………… 76

第8章 買収

- 事例**
24 政治資金で「選挙運動の慰労金」支払い…………… 80

第9章 私的流用

- 事例**
25 返還すべき寄附を秘書が私的流用…………… 84

第10章 適法不適切①(不適切な支出)

- 事例
26 政治資金でスポーツクラブ会費75万円を支出…………… 90
- 事例
27 都内のラウンジやカラオケ店の費用を
政治資金から支出…………… 91
- 事例
28 ボクシング観戦や手品ショーのチケットに
政治資金を支出…………… 92
- 事例
29 政治資金で31万円分の真珠購入…………… 93
- 事例
30 政治資金で家族旅行のホテル代などを支払い…………… 94
- 事例
31 ゴルフプレー代計7万円を支出、収支報告書
修正しない意向…………… 96
- 事例
32 政治資金でゴルフコンペ、収支報告書を修正…………… 97
- 事例
33 政治資金でスナックの飲食代を支出…………… 98
- 事例
34 政治資金から市議会議員に現金計210万円を渡す…………… 99

第11章 適法不適切②

(迂回寄附による所得税控除)

事例
35 自身が代表を務める政党に寄附、所得税控除を受ける… 104

事例
36 迂回寄附指摘を受け、修正申告・返納…………… 106

事例
37 政党支部に370万円を寄附、
所得税還付148万円を受ける…………… 107

第12章 適法不適切③(領収書の不備)

事例
38 市長が政党支部から360万円を受領、
自筆の領収書提出…………… 110

事例
39 政治資金パーティーで白紙領収書…………… 111

第13章 適法不適切④(政治資金監査)

事例
40 国会議員関係政治団体に政治資金監査人自らが寄附… 114

— | 第1章 | —

寄附の上限超え

企業が政治資金団体に限度額を超える寄附

■ 事件の概要

衆議院議員A氏の一族が経営する企業「X商事」が、2008年から2012年にかけての5年間、所属政党の政治資金団体に政治資金規正法で認められた限度額を超えて献金していたことがわかった。

A氏が代表を務めるY党V県第8選挙区支部によると、X商事は2008年にV県W支部に750万円、Y党の政治資金団体Zに6万円を寄附。2009～2012年は毎年V県第8選挙区支部に750万円、Zに6万円をそれぞれ寄附していた。X商事はZへの年6万円は寄附ではなく「会費」として支払ったと主張している。

■ 関係者の対応など

X商事は、「会費として払ったものは献金ではないと誤認しており、Zへの6万円は寄附ではなく会費として支払ったつもりだった。Zに5年間の超過分・計30万円を返還するよう求める。反省しており、今後は再発防止を徹底する」と説明した。

解説

違反レベル

LEVEL

4

企業が出す会費は、政治資金規正法上、寄附とみなされ（法第5条）、各企業の資本金に応じて年間限度額が定められている（法第21条の3～22条）。

企業などの団体が政党・政治資金団体に対して年間にすることのできる寄附の総額は、その資本金に応じて年間750万円～1億円で制限されており、本件の場合、X商事に認められる限度額は年間750万円である。なお、政治資金規正法上、政治団体に会費を支払うことが認められるのは個人のみであり、企業の支払う会費は寄附とみなされる。よってX商事がZに「会費」として支払っていた年間6万円、5年間で計30万円分は、限度額を超えた寄附であり、政治資金規正法が定める寄附の量的制限に違反するおそれがある。なお、仮に違法性が認められた場合、X商事には50万円の罰金が科される可能性がある（法第26条）。

— | 第2章 | —

匿名寄附

名義借りで1億円を偽装献金

■ 事件の概要

衆議院議員のA氏の親族が経営する企業X社が、A氏が代表を務める3つの政治団体に対して、実際は企業の資金で献金したのに、X社の役員や取引先の経営者らの個人名義の献金に偽装していたことがわかった。名義借り献金は、2011年までの6年間で約20人分、少なくとも計1億円に上る。また、名義貸しをした約20人のうち約10人は、A氏の政治団体が発行した領収書を使って所得税の還付を受けていたことも明らかになった。

X社は、A氏の父親が社長でA氏が副社長を務める。関係者によると、偽装献金は次のような手順で行われた。

〈偽装献金の手順〉

X社が役員らに支払った報酬の一部をバックさせ、A氏の父親が現金または自身の口座でプール



プールした金を取引先経営者らの名義に分散



A氏の資金管理団体やA氏が代表を務めた政党支部など3団体に献金する

A氏は、2003年に初当選。A氏が集めた個人献金は、2010年まで5年連続で、全国会議員中トップだった。

■ 関係者の対応など

国税局は、X社が政治資金規正法の制限を免れるために約2億円をプールし、取引先経営者らの名義を使って献金していたと認

定。約2億円を役員らの報酬に偽装して損金計上したことは、所得隠しにあたる指摘して、重加算税を含め、約5,000万円を追徴課税した。

X社は国税局の指摘を受け入れて修正申告し、所得税の不正還付を受けていた名義人らは還付金を返納した。

A氏は名義借りについて「父が全部やっているので私にはわからないが、違法なら最終的な責任は私にある」との考えを示した。A氏の父親は「取引先などから『A氏を応援したいが、金がない』と言われたので、立て替えただけ」と説明した。

解説

違反レベル

LEVEL

3

本人以外の名義または匿名により政治活動に関する寄附をすることは禁じられている（法第22条の6）。

政治資金規正法では、企業による資金管理団体への寄附を禁じており、政党支部への寄附は資本金額に応じた上限が設けられている。また、個人から資金管理団体への寄附の上限は1団体当たり年間150万円、複数の政治団体と合計で年間1,000万円、政党への寄附の上限は年間2,000万円とされている（法第21条、21条の3、22条）。また、同法では他人名義の寄附が禁止されている。

本件では、X社は役員報酬の一部をバックさせ、その金を個人名義に偽装して資金管理団体等に寄附していることから、結果としてX社の資金が資金管理団体に寄附されたと認定されることもある。よってX社は、企業による資金管理団体への寄附を禁じる政治資金規正法に違反することになるとともに、他人名義による寄附を禁止する規定にも